資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びに連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結剰余金計算書及び連結附属明細書とする。

（事業報告書の作成）

第十五条の二　（略）

2　事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　機構の目的及び業務内容

二　国の政策における機構の位置付け及び役割

三　中期目標の概要

四　機構の長の理念並びに運営上の方針及び戦略

五　中期計画及び年度計画の概要

六　持続的に適正なサービスを提供するための源泉

七　業務運営上の課題並びにリスクの状況及び対応策

八　業績の適正な評価に資する情報

九　業務の成果及び当該業務に要した資源

十　予算及び決算の概要

十一　財務諸表の要約

○文部科学省令第七号

文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十二号）及び文化財保護法施行令等の一部を改正する政令（平成三十一年政令第十八号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する届出書等に関する規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

文部科学大臣　柴山　昌彦

第一条　国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する届出書等に関する規則（昭和二十六年文化財保護委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「左に」を「次に」に改め、同条第五号中「氏名」の下に「又は名称」を加える。

第二条中「左に」を「次に」に改め、同条第五号及び第六号中「氏名」の下に「又は名称」を加える。

第四条中「左に」を「次に」に改め、同条第五号及び第六号中「氏名」の下に「又は名称」を加える。

第六条の見出し中「き損」を「毀損」に改める。

第七条第一項第四号中「氏名」の下に「又は名称」を加える。

（特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則の一部改正）

第二条　特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則（昭和二十六年文化財保護委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第一条第五号中「氏名」の下に「又は名称」を加え、同条第六号中「の職業」を「が個人である場合にあつては、その職業」に、「年令」を「年齢」に改める。

第四条第五号及び第六号中「氏名」の下に「又は名称」を加え、同条第七号中「の職業」を「が個人である場合にあつては、その職業」に改める。

第六条の見出し中「き損」を「毀損」に改め、同条第一項中「き損し」を「毀損し」に改め、同項第五号中「氏名」の下に「又は名称」を加える。

（特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則の一部改正）

第三条　特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（昭和二十六年文化財保護委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第五条第四項第一号」を「第百八十四条の二第一項（法第百八十四条第一項第二号に掲げる事務に係る部分に限る。）第三条第一項第四号において同じ。）」に、「市の教育委員会が」を「市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（当該都道府県又は市町村の長、以下この条及び第三条第一項において同じ。）が」に、「市の教育委員会」を「市町村の教育委員会（第六条第一項第四号において単に「特定地方公共団体」という。）」に改め、同項第七号中「第百八十四条の二第一項第二百六十七号。次条において「令」という。）」に改め、同項第四号中「教育委員会」を「都道府県又は市町村の教育委員会（当該都道府県又は市町村が特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県又は市町村の教育委員会）」に改める。

第三条第一項中「令第五条第四項第一号」を「文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号）第百八十四条の二第一項第二号」に、「市の教育委員会」を「市町村の教育委員会（第六条第一項第四号において単に「特定地方公共団体」という。）」に改め、同項第七号中「第百八十四条の二第一項第二百六十七号。次条において「令」という。）」を「文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第五条第四項第一号」に、「市の教育委員会が」を「市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（当該都道府県又は市町村の長、以下この条及び第三条第一項において同じ。）が